

監理団体の業務の運営に関する規程

事業所名 Link Asia協同組合

第1 目的

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律、及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づき、本事業所において監理事業を行なうにあたり必要な事項について定めるものとする。

第2 求人

- 1 本事業所は、本事業所の取扱職種の範囲に該当するものに限り、いかなる求人の申込みについても受理します。
但し、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間、その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認めた場合、又は団体監理型実習実施者、及び団体監理型実習実施者になろうとする者（以下「団体監理型実習実施者等」という。）が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しません。
- 2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等、又はその代理人が直接来所し、所定の申込書に記入の上お申込みいただきます。尚、直接来所できない場合は、郵便、ファックス、電子メール等でも差し支えありません。

第3 求職

- 1 本事業所は、本事業所の取扱職種範囲に該当するものに限り、いかなる求職の申込みについても受理します。
但し、その申込みの内容が法令に違反する場合は、その申し込みを受理しません。
- 2 求職の申込みは、団体監理型技能実習生、及び団体監理型技能実習生になろうとする者（以下「団体監理型技能実習生等」という。）、又はその代理人（外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受ける場合はその送出機関）が、所定の手続きによりお申込みください。

第4 技能実習に関する職業紹介

- 1 団体監理型技能実習生等に対し、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に就くことができるよう努めます。
- 2 団体監理型実習実施者等に対し、その希望に適合する団体監理型技能実習生等のあっせんに努めます。
- 3 技能実習に係る職業紹介については、団体監理型技能実習生等に対し、技能実習で従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の労働条件を、書面の交付、又は電子メール等によりあらかじめ明示します。
- 4 団体監理型技能実習生等を団体監理型実習実施者等に紹介する場合は、対面、Webを問わず通訳者を設け選考面接を行いません。
- 5 一旦受理した求人、及び求職の申込みについては、責任をもって対応します。
- 6 本事業所は、労働争議に対し中立の立場をとるため、ストライキ等が行われている間は、団体監理型実習実施者等へ団体監理型技能実習生等のあっせんはいたしません。
- 7 職業紹介が成立した際は、団体監理型実習実施者等に対し、規程に基づく紹介手数料（職業紹介費）を申し受けます。

第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理

- 1 技能実習制度を労働力の需給調整と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘、及び監理事業の紹介は行いません。
- 2 団体監理型実習実施者等が、認定計画に基づき正しく技能実習を実施しているか否かを、監理責任者の指揮のもと主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生等が従事する業務の性質上、当該方法によることが著しく困難な場合にあっては他の適切な方法）により、3か月に1回以上の頻度で監査を行なうほか、認定の取消し事由に該当する疑いがあると判断した場合は、直ちに監査を行ないその事実を確認します。
- 3 第1号団体監理型技能実習においては、認定計画に基づき正しく技能実習が実施されているか否かを、1か月に1回以上の頻度で訪問指導を実施し、団体監理型実習実施者等に対し必要な指導を行ないます。
- 4 第1号団体監理型技能実習においては、認定計画に基づく入国後講習を行ない、その期間中は団体監理型技能実習生等を業務に従事させることはありません。
- 5 技能実習計画の作成指導にあたり、団体監理型技能実習を行わせる事業所、及び団体監理型技能実習生等の宿泊施設については、事前に確認し、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点で指導を行ないます。
- 6 団体監理型技能実習生等の帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに、円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
- 7 団体監理型技能実習生等との間で、認定計画に反する内容の取り決めは行ないません。

- 8 団体監理型技能実習生等から相談を受けた場合は、団体監理型実習実施者等、及び団体監理型技能実習生等の双方に対し、助言、指導、その他必要な措置を講じます。
- 9 本事業所内に監理団体許可証を備え付けるとともに、一般の閲覧が容易な場所に本規程を掲示します。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合、団体監理型技能実習生等から技能実習の継続希望があった際は、継続して技能実習が実施できるよう、他の監理団体と連絡調整を図ります。
- 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

第6 監理責任者

- 1 本事業所の監理責任者は、嵯峨 秀勝です。
- 2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。
 - (1) 団体監理型技能実習生等の受入れ準備
 - (2) 団体監理型技能実習生等の技能の修得に関する団体監理型実習実施者等への指導、助言、連絡調整
 - (3) 団体監理型技能実習生等の保護
 - (4) 団体監理型実習実施者等、及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
 - (5) 団体監理型技能実習生等の労働条件、安全衛生等に関する技能実習責任者との連絡調整
 - (6) 国、地方公共団体の機関、外国人実習機構、その他関係機関との連絡調整

第7 監理費の徴収

- 1 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途、及び金額を明示した上で徴収します。
- 2 監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した後、当該団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における、雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用、その他の実費に限る。）の額を超えない範囲とします。
- 3 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用については入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用については入国後講習の開始日以降に、当該団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。その額は、監理団体が実施する入国前講習、及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、教育機関に委託する場合はその費用、第1号団体監理型技能実習生に支給する手当、その他の実費に限る。）の額を超えない範囲とします。
- 4 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生等の入国以降一定期間ごとに、当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者等に対する監査、指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない範囲とします。
- 5 監理費（その他諸経費）は、当該費用が発生することが確定した時以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。その額は、その他団体監理型技能実習の適正な実施、及び団体監理型技能実習生等の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない範囲とします。

第8 その他

- 1 本事業所は、国、及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構、その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等、又は団体監理型技能実習生等から苦情があった場合には、迅速、適切に対応します。
- 2 雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の双方から、本事業所に対しその報告をしてください。また、あっせんに対し雇用関係が成立しなかった場合も同様に報告をしてください。
- 3 本事業所は、団体監理型技能実習生等、及び団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本事業所は、団体監理型技能実習生等、及び団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 5 本事業所の取扱職種の範囲等は、建築大工、型枠施工、鉄筋施工、とび、タイル張り、内装仕上げ施工、表装、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、金属熱処理業、印刷、製本、工業包装、介護です。
- 6 本事業所の業務の運営に関する規定は以上のとおりですが、本事業所の業務は、全て技能実習関係法令に基づき運営されますので、ご不明点等がございましたら職員にお尋ねください。